

◎都市再生特別措置法及び都市開発資金

金の貸付けに関する法律の一部を改

正する法律

(平成二十二年六月三日法律第四五号)

一、提案理由

(平成二十二年四月一〇日・衆議院国土交通委員会)

○金子国務大臣　ただいま議題となりました都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

地方都市を中心に町の魅力や活力の低下が急速に進展している一方で、まちづくり会社やNPO等地域における新たなまちづくり主体の活動が活発化しており、こうした取り組みにより町のにぎわいがもたらされている事例も見られます。

また、鉄道駅周辺や大規模な開発が行われた地域等において、歩行者デッキや地下通路等を公的主体のみならず個人や企業等の地権者が所有する事例が増加しており、こうした公共的

な空間の適切な整備や管理に対するニーズが高まりを見せております。

こうした状況を踏まえて、地域の住民や地元企業等が主体となったまちづくり活動や公共的な空間の適切な整備、管理等を通じて、町の魅力や活力の維持向上を促進し、地域の活性化を図ることを目的としてこの法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、金融情勢が急速に悪化している現状に対応し、地域の住民や地元企業等が主体となったまちづくり活動を資金面から支えるため、まちづくり会社等が施行する都市開発事業や公共施設等の整備に係る都市開発資金の無利子貸付制度の創設について定めることとしております。

第二に、歩行者デッキや地下通路等について、地域の地権者等による適切な整備、管理を推進し、都市の居住者や滞在者等の利便性及び安全性の向上を通じて町の魅力や活力を高めるため、都市再生緊急整備地域や都市再生整備計画の区域内の一団の土地の所有者等による歩行者ネットワーク協定の締結について定めることとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

二、衆議院国土交通委員長報告（平成二十一年五月八日）

○望月義夫君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地域の住民や地元企業等が主体となったまちづくり活動や公共的な空間の適切な整備、管理等を通じて、町の魅力や活力の維持向上を促進し、地域の活性化を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、まちづくり会社等が施行する都市開発事業や公共施設等の整備に対する都市開発資金の無利子貸付制度の創設について定めること、

第二に、歩行者デッキや地下通路等に関して、都市再生緊急整備地域や都市再生整備計画の区域内の一団の土地の所有者等による歩行者ネットワーク協定の締結について定めることなどであります。

本案は、去る四月九日本委員会に付託され、翌十日金子国土

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律

交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十一日質疑に入り、本日質疑を終了いたしました。質疑終了後、採決いたしました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二十一年五月八日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 NPO、まちづくり会社等、民間のまちづくりの担い手による活動の継続・強化が可能となるよう、資金支援に加え、担い手間の情報交換、交流の場の整備・拡充等の環境整備に努めること。

二 都市再生歩行者経路協定等の締結の促進、協定締結後のトラブル発生防止のため、協定の雛形の作成、優良事例の紹介等、関係者に対する情報提供を図ること。

三 まちづくり交付金による事業など、都市再生特別措置法に基づき実施してきた事業等の効果・影響を適切に評価・把握するとともに、その結果を踏まえ、必要な措置を講じること。

四 都市再生、まちづくりに関する多くの事業制度等がある

中、まちづくりに係る民間、地方公共団体等がそれらの制度を有効に活用できるよう、情報提供に努めること。また、まちづくり主体からみた分かりやすさの観点から、必要な見直しについて検討を行うこと。

五 今後の高齢化の進展に対応した都市の再生を図るため、都市再生緊急整備地域、都市再生整備計画の区域において、歩行者経路や都市再生整備事業で整備される施設のバリアフリー化の促進に努めること。また、都市再生歩行者経路協定等の認可基準の設定に当たっては、高齢者の利便性、安全性の確保について配慮すること。

六 地域の歴史、文化、景観等を生かした個性的なまちづくりを推進するため、都市計画法、景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律等に基づく各種制度の積極的活用が図られるよう努めること。また、都市再生整備事業の推進に当たっては、良好な都市環境の形成にも十分配慮すること。

三、参議院国土交通委員長報告(平成二十一年五月二七日)

○田村耕太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、都市再生の更なる促進のため、同法に基づく都市再生緊急整備地域内の土地の所有者等による都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性や安全性の向上のための経路の整備又は管理に関する協定、通称歩行者ネットワーク協定が締結された場合は、その後の土地の権利移転においてもその拘束力を及ぼすこととするとともに、同法に規定する都市再生整備推進法人が施行する公共施設等の整備に関する事業を国の都市開発資金の無利子貸付制度の対象に加えること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、歩行者ネットワーク協定が必要とされる理由、協定締結が見込まれる箇所、数、都市再生特別措置法に基づくまちづくり交付金の交付実績及びその効果、本法律案が地方都市の再生、地方の活性化に果たす役割、効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しまして附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十一年五月二六日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、都市再生事業の推進に当たっては、良好な都市環境の形成や伝統的な文化の継承、景観の保全等に十分配慮するとともに、地域の自主性や創意工夫をいかしたまちづくりの推進のため、都市計画法、景観法等関係諸法に基づく各種制度のより効果的かつ積極的な活用が図られるよう努めること。

二、NPO、まちづくり会社等、民間のまちづくりの担い手による活動については、その透明性の確保に留意しつつ、継続・強化が図られるよう、資金支援、担い手間の情報交換、交流の場の整備・拡充等の環境整備に努めること。

また、現在まで一つも設立されていない都市再生整備推進法人については、無利子貸付けの対象や、都市計画提案権が付与されたこと等を周知徹底し、その普及促進に努めること。

三、都市再生歩行者経路協定等については、協定が必要と認められる地区の把握に努めるとともに、まちづくりの円滑な推進のため、その締結の促進、協定締結後のトラブル発生防止に資する協定の雛形の作成、優良事例の紹介等、関係者に対する情報提供を図るとともに、地域の実情に応じて、移動等円滑化経路協定、地区計画など既存制度との適切な役割分担

が図られるよう十分配慮すること。

四、都市再生緊急整備地域、都市再生整備計画の区域において、歩行者経路や都市再生整備事業で整備される施設のバリアフリー化の促進に努めるとともに、バリアフリーに係る情報提供等、ソフト対策も含めた各種支援制度の充実・強化を図ること。また、都市再生歩行者経路協定等の認可基準の設定に当たっては、高齢者の利便性、安全性の確保について十分配慮すること。

五、まちづくり交付金制度の交付対象の拡大を図りつつ、まちづくり交付金による事業など、都市再生特別措置法に基づき実施する事業の情報公開、実施した事業等の効果・影響を適切に評価・把握するとともに、その結果を踏まえ、必要な措置を講じること。また、民間都市再生整備事業に係る財団法人民間都市開発推進機構の支援措置については、情報公開を適切に行い、その透明性を一層確保すること。

右決議する。